

第五十二号議案

江戸川区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和六年六月十二日

提出者

江戸川区長 斉

藤

猛

江戸川区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

江戸川区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十六年十月江戸川区条例第五十五号）の一部を次のように改正する。

第二十九条第二項第三号中「二十人」を「十五人」に改め、同項第四号中「三十人」を「二十五人」に改める。

第三十一条第一項中「、保育に従事する職員」を「その他保育に従事する職員」に改め、同条第二項第三号中「二十人」を「十五人」に改め、同項第四号中「三十人」を「二十五人」に改める。

第四十四条第二項第三号中「二十人」を「十五人」に改め、同項第四号中「三十人」を「二十五人」に改める。

第四十七条第一項中「、保育に従事する職員」を「その他保育に従事する職員」に改め、同条第二項第三号中「二十人」を「十五人」に改め、同項第四号中「三十人」を「二十五人」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説明）

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成二十六年厚生労働省令第六十一号）の改正に伴い、小規模保育事業所等における職員配置基準を変更するほか、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。